

新宿区民泊問題対応検討会議の所掌事項等について(案)

1 検討会議の所掌事項について

改正旅館業法の施行に伴う問題についても、対応を検討する必要があるため、本検討会議の所掌事項について見直すこととする。

参考(現在の運営要綱)

新宿区民泊問題対応検討会議運営要綱(抜粋)

(設置)

第1条 民泊(住宅の全部又は一部を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させるサービスをいう。以下同じ。)に関する課題を抽出しその内容を社会に発信するとともに、区民の安全・安心の確保を目的とした適正なルールづくりを検討するため、新宿区民泊問題対応検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、民泊に関する次の事項を所掌する。

- (1) 問題の所在を確認し、その内容を明らかにすること。
- (2) 民泊に関する法令の制定動向を見据え、新宿区(以下「区」という。)における適正なルールづくりを検討すること。
- (3) 国に対する区としての要望等を整理すること。

2 検討会議における宿泊事業関係者の参加・意見集約について

住宅宿泊事業法の施行により届出や登録を行った事業者や旅館の営業者等について、必要に応じ、参考人として本検討会議への出席を依頼し、意見や情報を集約する。